

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度 実証実験・開発における伴走支援等推進事業業務委託

### 2 履行場所

横浜市内 等

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4 事業の目的

本市は、イノベーションを推進する事業のひとつとして、スタートアップや市内中小企業等を対象に、AI・IoT、自動走行、ドローン等の近未来技術を活用した、新たな製品やサービスの実証実験・開発における支援を進めています。

本事業は、これらの社会実装に向けた実証実験等の伴走支援を行うことを目的としています。

### 5 業務内容

フィールド先行型実証実験の企画から審査までの事業進捗及び効果的な運営を行うこと。

I o T分野における高い専門性を有する人材を1人以上配置すること。

#### (1) フィールド先行型実証実験の企画から審査までの運營業務

実証実験の機会・場の提供を行うフィールド提供主体とともに、解決を目指す課題を設定し、企業から課題に沿った提案を募集するフィールド先行型実証実験の企画から審査までの運営を行う。

業務内容は、実証実験のフィールド提供主体を選定し、解決を目指す課題を本市及びフィールド提供主体と連携しながら、設定すること。

設定した課題を元に企業から課題に沿った提案を募集し、必要に応じて説明会等を開催すること。（募集開始前のワークショップ実施分も含む）

寄せられた提案の中から、実現可能であり、かつフィールドの課題解決につながるような提案を選定するための審査会を運営すること。

#### (2) 事業の方向性の検討にかかる情報収集・分析

社会の動向を見据え、実証実験支援事業の今後のあり方を検討する際に、本事業がどのように横浜市に還元されるのか等、今後の方向性に関する施策の裏付けとなる情報の収集や分析を行う。

(3) 個別の実証実験等に関する助言業務

個別で実施する実証実験等について、専門的知見を活かし、社会実装を見据えた助言を行う。

6 成果実施件数

指標	実施件数
フィールド先行型の実証実験提案の募集～審査	2件
事業の方向性の検討にかかる情報収集・分析のデータ受領	1件

7 業務履行上の注意

- (1) 本委託業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき履行すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、履行期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ、効率的な業務履行に努めること。
- (4) 受託者は、本仕様書に定めのない事項を履行する場合、詳細及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項を履行する場合については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務における計算の根拠、資料等をすべて明確にしておかなければならない。
- (6) 本仕様書の事業の目的、業務内容に記載の通り、市内経済波及に留意して取り組むこと。
- (7) 支援策の企画・実施にあたり、産学公民連携の推進組織「横浜未来機構」、スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX」、GXやモビリティ等の分野を主軸とする技術系スタートアップ成長支援拠点で行われる取組との連携を想定すること。
- (8) その他、本市や公益財団法人横浜企業経営支援財団が行う支援策との連携を想定すること。
- (9) 委託契約期間終了後も、本事業の目的が持続的に推進されるよう、中長期的な視点を持ち業務を履行すること。また、受託者は委託契約期間終了後、委託者又は委託者が指定するものに対する引継ぎ等を行うこと。なお、当該委託業務の引継ぎ等に関する費用は、受託者の負担とする。

8 事業の実施結果の報告

- (1) 事業実施結果報告書（簡易製本にて1部のほかに電子データにより納品）
- (2) その他委託者が必要と認めるもの

9 委託料の支払い

事業実施結果報告書を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

10 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務実施上知りえた企業の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。

- (2) 受託者は、協力機関等へヒアリング等を行う場合に相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。
- (3) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 11 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。